

京都市告示第495号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月6日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 市道
供用開始の期日 令和3年4月1日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上鳥羽南部経44号線	南区上鳥羽塔ノ森東向町49番地の3地先から 同町78番地地先まで	メートル 139.00	メートル 7.97 ~16.11

- 2 道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久世150号線	南区久世大藪町180番地の1地先から 同町182番地の34地先まで	メートル 140.80	メートル 6.00 ~12.13
川島経215号線	西京区川島玉頭町57番地の3地先から 同町57番地の12地先まで	92.50	6.00 ~12.24
松尾山田経72号線	西京区山田中吉見町1番地の23地先から 同町1番地の15地先まで	103.20	6.00 ~11.60
石田経36号線	伏見区石田森南町51番地の1地先から 同町46番地の31地先まで	139.80	6.00 ~11.10
久我経115号線	伏見区久我御旅町9番地の59地先から 同町7番地の46地先まで	200.20	6.00 ~12.05
久我緯109号線	伏見区久我東町2番地の7地先から 同町2番地の4地先まで	170.10	6.00 ~11.30

(建設局土木管理部道路明示課)